

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案要綱

- 一 人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として、ほう素及びその化合物、ふつ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物を加えること。（第二条関係）
- 二 水の汚染状態を示す項目のうち、弗素^{ふつ}含有量を削除すること。（第三条関係）
- 三 特定施設として、石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設を加えること。（別表第一関係）

四 この政令は、平成十三年七月一日から施行するものとする。